

長崎大学保有施設の広告枠貸付に関する契約書

貸付人 国立大学法人長崎大学長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と借受人 ○○ ○○（以下「乙」という。）は、保有施設の広告枠貸付について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件及び貸付目的）

第2条 甲は、末尾記載の貸付場所（以下「貸付物件」という。）に設置する広告枠を広告の掲出場所として乙に貸し付ける。

2 乙は、貸付物件を広告の掲出のために使用するものとし、使用するにあたっては、長崎大学ネーミングライツ事業ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び長崎大学におけるネーミングライツの設定等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第3条 前条の貸付期間は、令和 年 月 日から令和年 月 日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、金 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（貸付料の納付）

第5条 乙は、貸付期間が1年以内の場合は、前条に定める貸付料を甲が別途発行する請求書により、貸付期間開始月の翌月末日までに甲に納付しなければならない。貸付期間が1年を超える場合は、前条に定める貸付料のうち甲が別途発行する請求書の金額を甲が定める納付期限までに甲に納付しなければならない。

2 甲は、既に納入された貸付料を乙に返還しないものとする。ただし、乙の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を中止し、又は本契約を解除したときは、この限りではない。

（支払遅延）

第6条 乙が前条に規定する日までに甲が請求する金額を納付しないときは、納付期限の翌日から起算して支払った日までの日数に応じ、請求額に年3%の割合で計算した金額を滞延金として甲に支払わなければならない。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときはこの限りではない。

（目的外使用の禁止）

第7条 乙は、貸付物件を第2条に定める目的以外の用途に使用してはならない。

（原形変更の禁止）

第8条 乙は、貸付物件の原形を変更してはならない。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第9条 乙は、貸付物件の賃借権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、甲が乙以外の者が貸付物件を使用することを事前に認めている場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 本契約に定める条項に違反したとき。
- (4) 乙が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (6) 乙の都合等により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- (7) 甲の許可なく、甲の敷地内に立ち入り、営業活動またはこれに類する行為（商品の販売、サービスの勧誘等）を行ったとき。
- (8) その他甲が貸付を取り消すことが必要と認めるとき。

2 前項の規定により、本契約を解除した場合において損失が生じることがあっても、乙は、甲に対しその補償の請求を行うことができない。

3 乙が、第1項第6号の規定により本契約を解除するときは、希望する契約解除日の1ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

(広告内容の責任)

第11条 乙は、広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 乙は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約の不履行又は履行に契約不適合があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第13条 本契約に関し疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、ガイドライン及び基本方針の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。
ただし、本契約を電磁的記録による締結とすることに双方合意した場合、本契約書の電磁的
記録を作成し、電子署名を施した上で、当該電磁的記録を双方保管するものとする。

令和 年月日

貸付人（甲） 長崎市文教町1番14号
国立大学法人長崎大学長
永 安 武 印

借受人（乙）（住所）
(名称又は商号)
(代表者氏名) 印

貸付物件の表示

名称	所在地	掲出場所	規格・種類
長崎大学病院	長崎市坂本1-7-1		A○サイズ○番